

議案第 1 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市住民投票条例の一部改正)

第 1 条 川崎市住民投票条例（平成 20 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「の者」の次に「であり、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をし

たものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者」を加え、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 日本の国籍を有する者

第 3 条第 1 項第 2 号中「本市の外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録された日（他の市町村から本市の区域内に居住地を変更した者で外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けたものについては、当該申請の日）から引き続き 3 箇月以上本市の登録原票に登録されている」を「日本の国籍を有しない」に、「登録原票に登録された」を「住民票が作成された」に、「超えて登録原票に登録されている」を「超えて住民基本台帳に記録されている」に改める。

（川崎市手数料条例の一部改正）

第 2 条 川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 13 号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく外国人登録原票の写し」を削り、同条第 14 号中「、戸籍の附票」を「又は戸籍の附票」に改め、「又は外国人登録法第 4 条の 3 第 2 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定に基づく外国人登録原票に登録した事項に関する証明書」を削り、同条第 15 号中「同条第 7 項」を「同条第 11 項」に改める。

（川崎市外国人市民代表者会議条例の一部改正）

第 3 条 川崎市外国人市民代表者会議条例（平成 8 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「代表者は」の次に「、日本の国籍を有しない者であって」を加え、「者とする」を「ものとする」に改め、同項第 2 号を次のように改

める。

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(川崎市印鑑条例の一部改正)

第4条 川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削る。

第5条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第6条の2中「又は申請（外国人登録法第8条第1項に規定する居住地変更の登録申請をいう。）」を削る。

(川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第5条 川崎市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第4項中「第2項第3号」を「第2項第2号」に改める。

(川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例（平成16年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の各号のいずれかに該当する」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている」に

改め、同条各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に記録されているものに対する第1条の規定による改正後の川崎市住民投票条例（以下「新住民投票条例」という。）第3条第1項及び第3条の規定による改正後の川崎市外国人市民代表者会議条例第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に記録されている期間に通算する。

3 施行日の前日において本邦において外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本邦において住民基本台帳に記録されているものに対する新住民投票条例第3条第1項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本邦において外国人登録原票に登録されていた期間を本邦において住民基本台帳に記録されている期間に通算する。

4 第5条の規定による改正後の川崎市特定非営利活動促進法施行条例（以下「新特定非営利活動促進法施行条例」という。）第2条第2項（新特定非営利活動促進法施行条例第4条及び第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第5条の規定による改正前の川崎市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項第2号に掲げる書面は、それが作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、新特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項第1号に掲げる書面とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。